

(可 決)

新型コロナウイルス感染症に関する意見書

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向にあるものの、医療の現場では未だに病床の確保に苦慮するなどひっ迫した状況が続いており、医療崩壊を起こさないよう手厚い支援や経済への財源措置など速やかな対処に加え、引き続き第6波に備えた対策が求められている。

本県においても、複数のクラスターが発生するなどの影響により感染者数が増加しており、8月の感染者数が月間で最多となり、それに伴い、飲食関連や観光関連産業においては、度重なる緊急事態宣言により収益を見込めず苦難が続いている状態である。

よって、国においては医療体制の拡充と感染拡大を抑え込むとともに、各自治体が地域に合った十分な支援を行えるようにするため以下の対策を講ずるよう強く求める。

記

1. ワクチンの確実で十分な供給を維持するとともに、今後も変異株の増加が想定されることから対策や検査の在り方、ワクチンの効果等について早急に示すこと
2. 病床と宿泊療養施設の確保と効率化及び自宅療養における適切な医療の提供に向けて、医療関係団体に対して強力な働きかけを行うとともに、医療スタッフを国が雇い上げ、安心して療養できる仕組みを検討すること
3. 休業要請や営業時間短縮要請等、各自治体の実情に応じた事業を速やかに実施できるようにするため、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金のさらなる増額を行うこと

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月4日

青 森 県 議 会

(第307回定例会・発議第1号・田中順造外37名提出)

(可 決)

米価下落に対する緊急対策を求める意見書

青森県では、昨年11月に国が公表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を踏まえ、農業団体と連携し、令和3年産の主食用米の作付転換を推進したところ、国が示した5パーセントを大幅に上回る転換が図られた。

9月8日、全農青森県本部は、生産者概算金の目安（いわゆる前払い金）を発表した。それによると今年、新型コロナウイルス感染症の影響によって外食産業向けの需要が落ち込むことによる流通の停滞により、令和2年産比の概算金額は60Kgあたり、3,400円減と過去最大の下げ幅となり、つがるロマンで8,200円、まっしぐらで8,000円となり、農家にとっては大変厳しい概算額となった。

現在、県内いくつかの農協では、大幅な減収になる生産者に対し支援を検討しているが、予想を下回る大きな下落幅となったことや資材が値上がりしており採算が合わなくなることから、農家からは苦境や将来へ不安等の声が出ている。

今後流通量が増え需給バランスが回復すれば、概算金よりも販売価格が上回り精算金が増えるため、在庫解消に向けた取組が求められている。

よって国においては、農家の不安払しょくや外食需要の拡大に取り組むとともに、輸入飼料の高騰を踏まえ、備蓄米の機動的な運営など、需給環境の改善に向けた対策を講ずるよう強く求める。

また、需要に応じた生産に取り組む農家が十分な所得を確保できるよう、対策の推進を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月4日

青 森 県 議 会

(第307回定例会・発議第2号・田中順造外37名提出)

(否 決)

国民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の実施を 求める意見書

新型コロナウイルス感染症に対してこれまで進めてきた政策によって、感染拡大の波が何度となく繰り返され、社会経済活動の制約が長期にわたり続き、国民生活や経済に深刻な影響を与えています。その上、デルタ株の感染が拡大する中、緊急事態宣言の発出によっても人流が抑えられずに、これまでにない新規感染者数を記録するに至り、50歳代以下の重症化が顕著にみられるようになりました。このため地域によっては医療がひっ迫し、症状が悪化しても入院できず自宅で亡くなる感染者が相次ぐ重大事態となりました。

また、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、人流を抑え込むための自粛要請等により、観光、宿泊業、飲食業などあらゆる事業者の事業継続が危ぶまれています。

「国民の命と暮らし営業を守る」という観点に立ち次の事項を徹底し、万全の対策を講ずるよう強く求めます。

記

- 1 政府が8月3日、重症患者と重症化リスクの高い患者以外は「原則自宅療養」という重大な方針転換を行い、国民の大きな批判に直面し「中等症は原則入院」との「説明」を行ったが、「原則自宅療養」という方針を撤回していない。この方針を公式に撤回し、症状に応じて必要な医療をすべての患者に提供することを大原則に定めること。
- 2 限られた医療資源を最も効率的に活用することを考慮して、政府が責任をもって、医療機能を強化した宿泊施設や、臨時の医療施設などを、大規模に増設・確保すること。
- 3 やむを得ず患者が自宅療養する場合には、フォローアップ、生活支援、容体が悪化した場合の緊急入院などの体制をとること。
- 4 政府が責任をもって医師・看護師を確保し、すべての医療機関を対象に減収補填と財政支援に踏み切り、安心してコロナ診療にあたれるようにすること。また、新型コロナウイルス対応の医療従事者への慰労金を速やかに再支給すること。
- 5 感染拡大が顕著になっている事業所、学校、保育園、学童クラブ等における大規模検査を、政府が主導して実行すること。あわせて保健所体制の抜本強化を図ること。
- 6 抗体カクテル療法が必要な場合は、宿泊療養施設や医療機関の外来などでも確実かつ安全に受けられるよう供給量を確保し速やかに体制を整備すること。
- 7 給付要件を緩和して持続化給付金、家賃支援給付金を再支給すること。
- 8 生活困窮者を対象に、1人につき10万円の特別給付金を速やかに支給すること。

9 ふたり親家庭も含む低所得の子育て家庭に対して児童1人当たり5万円の特別給付金を支給すること。

10 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のさらなる追加交付をすること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月4日

青 森 県 議 会

(第307回定例会・発議第3号・田名部定男外8名提出)

(否 決)

米価下落並びに米政策等に関する意見書

JA 全農県本部や経済連が JA に提示する 2021 年産米の概算金が 2021 年 9 月 10 日主要産地で出そろいました。全農青森県本部が示した 2021 年県産米の生産者概算金の目安額（1 等米 60 ㍏）は、主力品種の「まっしぐら」は 8000 円、「つがるロマン」は 8200 円でともに前年産を 3400 円下回り、15 年産以来の 1 万円割れとなりました。

政府は、すでに積みあがっていた過剰在庫を解消するため 2021 年産の生産量を前年より 36 万㍏減らす必要があるとして、過去最大の作付け削減を打ち出し行政や農協を通じてその目標をほぼ達成させました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大で、コメの需要が激減し、在庫が当初見通しを上回ったことが今回の大幅下落の背景として挙げられます。

米の生産費の平均は 60 ㍏あたり 1 万 5000 円とされている中、今回の概算金の大幅下落は、コメ生産者の経営圧迫と生産意欲を損ないさらなる離農者を生み出すことにつながりかねません。農業従事者はすでに 15 年から 20 年までの 5 年間で 46 万人も減少しています。さらなる減少を生めば日本の食料自給率にも影響を及ぼすことになります。

コメ生産者の生産意欲を高めるためにも下記の項目について要望致します。

記

- 1 新型コロナウイルスの影響等で生じた 20 年産米の過剰在庫については、備蓄米買入枠を拡大し市場隔離を行うこと。
- 2 備蓄米を用いてコロナ禍における生活困窮者や学生、子ども食堂、学校給食、フードバンクへの国産米提供等を行い、消費拡大への支援拡充を図ること。
- 3 作付け転換に支障をきたさないよう、水田活用の直接支払い交付金の予算を十分に確保すること。
- 4 様々なリスクに対応し、今後も安定的に営農活動が続けられるよう、農業者戸別所得補償制度を復活し、再度、生産調整を政府主導に戻し、収入保険と一体的に実施すること。
- 5 年間 77 万㍏ものミニマムアクセス米の輸入をやめること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 10 月 4 日

青 森 県 議 会

(第 307 回定例会・発議第 4 号・田名部定男外 8 名提出)

(否 決)

在日米軍横田基地所属 CV-22 オスプレイによる小川原湖での訓練等についての意見書

防衛省によると、令和3年4月15日、6月30日及び7月1日、在日米軍横田基地所属 CV-22 オスプレイが小川原湖で米軍人員を水面から引き上げる訓練等を実施したとのことです。

今回の訓練は、シジミ漁やワカサギ漁の水揚げが全国屈指であり、湖水浴やキャンプなどの観光地でもある小川原湖において事前の通報もなく湖面すれすれの低空飛行を伴い、また日米地位協定に基づき提供される「施設・区域」外で行われたものであり、漁業者や地域住民に不安を与え、危険をもたらしかねない行為であり、容認できるものではありません。

小川原湖に近接して米空軍の三沢基地や三沢対地射爆場があるため、米軍機の事故が相次いでいます。

2018年2月には、三沢基地所属のF16戦闘機が離陸直後にエンジン火災を起こして2本の燃料タンクを湖に投機し、全面禁漁に一時追い込まれました。19年11月には、同機が、湖に近い六ヶ所村の牧草地に約230kgもの模擬爆弾を落下させています。

以上の理由から漁民や地域住民に不安を与えることのないよう下記の点について米軍当局へ申し入れることを要請いたします。

記

- 1 湖面を含む小川原湖での訓練の根拠・枠組みを明示すること。
- 2 周辺住民の生活や活動に影響を及ぼすような地域・水域における演習・訓練等に際しては、地元自治体及び地域住民の理解を得て住民の安全確保並びに不安を取り除くためにも、事前に具体的な演習・訓練内容等について関係機関に通報すること。
- 3 演習・訓練等の際には、その影響を提供施設・区域の外に及ぼさないようにするとともに、市街地上空での低空飛行等の危険な飛行を行わないこと。特に、在日米軍による低空飛行訓練やオスプレイに関する日米合同委員会合意事項を確実に遵守すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月4日

青 森 県 議 会

(第307回定例会・発議第5号・安藤晴美外4名提出)

(可 決)

令和3年8月9日からの大雨に対する支援を求める

意見書

令和3年8月9日から12日にかけて台風9号から変わった温帯低気圧の影響により、本県の各地では大雨に見舞われ、総雨量は、むつ市大畑町と風間浦村下風呂で390mm、七戸町倉岡で270mmを超えた。

10日にはむつ市と風間浦村では総数61カ所で斜面崩壊や土石流・土砂流が起り、むつ市大畑町においては、国道279号の小赤川にかかる小赤川橋が崩壊し通行止めになり67人が孤立、風間浦村では土砂崩れと同時に断水にも見舞われ、温泉宿が立ち並ぶ下風呂地区では621人が孤立状態となり、避難指示（レベル4）が出された。

七戸町は、河川の洪水により、倉岡川目地区と治部袋地区での道路が冠水、避難情報の中で最も危険度が高い「緊急安全確保」（レベル5）が出された他、六ヶ所村、東通村の一部にも避難指示が出され、浸水被害268棟、停電が3791戸に及んだ。

農林水産業は、七戸町、東北町で合わせて273ヘクタールの水田が冠水、むつ市大畑町では海峡サーモンの養殖施設内への土砂流入により稚魚が全滅するなど大きな影響を受けており、青森県内におけるこれらの被害額は、9月1日時点で総額36億266万円に膨らんでおり、今後さらに増える見込みとなっている。

一部閉鎖となっていたむつ市と風間浦村を結ぶ国道279号では、小赤川橋の復旧作業が終了し1カ月ぶりに開通したものの、それまでに受けた住民の被害や飲食業、観光業等の経済活動にも大きな影響が及んでおり支援が急務となっている。

よって、国においては、今回の災害対策に万全を期すため、地域の実情を踏まえ、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 一日も早い生活再建のため、被災者生活再建支援制度などの各種制度について、被災者に寄り添った運用を図ること。
2. 災害対策に係る特別な財政需要に対応できるよう、特別交付税による措置など、特段の財政措置を講じること。
3. 公共土木、農林水産施設等の甚大な被害について、早期の復旧に向けた支援を行うこと。
4. 住民の命の道である国道279号の早期復旧に向けて支援するとともに、バイパス化についても早期に実現すること。

5. 斜面崩壊や土石流・土砂流が多発したことから、土砂災害対策及び総合的な治山・治水対策を推進すること。
6. 観光産業や農林水産業など、地域産業の早期復旧・復興に向け、全面的な支援を行うこと。
7. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について、更に強力に国土強靱化の取組を推進するため、引き続き必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月7日

青 森 県 議 会

(第307回定例会・発議第6号・田中順造外46名提出)

(可 決)

盛土の造成に対する法整備を求める意見書

7月3日、静岡県熱海市伊豆山において長時間にわたって降雨が続いた結果、逢初川において大規模な土石流災害が発生、住宅や建物が一気に流されることにより死者26名、行方不明者1名という甚大な被害が発生した。この災害では、上流部に大規模な盛土が造成されており、それが土石流を大規模化させ、被害を甚大化させたと言われている。

熱海市における土石流災害の要因としては、行政への届出よりも盛土が高く造成されていたこと、盛土内の排水措置が不十分であったこと等が考えられるほか、土砂の運搬・移動に対して必要な手続きが取られない場合があることや建設残土の不法投棄なども土砂災害の要因になると考えられる。

今回の土石流災害を受け、国では、土砂災害警戒区域等の盛土による災害を防止するための総点検を行い、総点検結果を年内に取りまとめることとしている。

これに加えて、全国において、危険な盛土を造成すること及び許可なく都道府県を超えて土砂を運搬・移動することを防止する法整備並びに監視体制づくりが求められている。

よって、国において、国民の安全を守る為、速やかに盛土の総点検を進めるとともに、監視体制の強化及び統一的な基準・規制を含む法律を早急に制定することを強く求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月7日

青 森 県 議 会

(第307回定例会・発議第7号・田中順造外46名提出)